

定 款

社会福祉法人 ル・プリ

社会福祉法人 ル・プリ 定款

第1章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営
- (ハ) 児童養護施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 相談支援事業の経営
- (ハ) 老人デイサービス事業の経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営
- (ホ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ト) 移動支援事業の経営
- (チ) 保育所の経営
- (リ) 一時預かり事業の経営
- (ヌ) 児童家庭支援センターの経営
- (ル) 地域活動支援センターの経営
- (ヲ) 児童自立生活援助事業の経営
- (ワ) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人ル・プリという。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果

的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

- 第四条 この法人の事務所を神奈川県横浜市旭区金が谷 550 番地に置く。
2 前項のほか、従たる事務所を神奈川県横浜市栄区中野町 400 番地 2 と神奈川県横浜市青葉区奈良町 1757 番地 3 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

- 第五条 この法人に評議員 8 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

- 第七条 社会福祉法第四十条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する

る定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第十条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第十一條 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業計画及び収支予算
- (7) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (8) 公益事業に関する重要な事項
- (9) 解散
- (10) 合併の承認
- (11) 残余財産の処分
- (12) 基本財産の処分
- (13) 社会福祉充実計画の承認
- (14) その他評議員会で決議するものとして、法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第十二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第十五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第十六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第十七条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第十八条 社会福祉法第四十四条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちに
は、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総
数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人
の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特
殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各
監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第十九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を
執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務
を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業
務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の
職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二十条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告
を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び
財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第二十一条 会計監査人は法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二十二条 理事または監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第十六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二十三条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意に

より、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に召集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二十四条 理事及び監事並びに第二十八条に基づき委嘱した顧問に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別にさだめる報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第二十五条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(責任限定契約)

第二十六条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条文において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、金1万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第二十七条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第二十八条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会、評議員会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 顧問は、理事長が必要と認めるときは、理事会に出席し意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第二十九条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第三十条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第三十一条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三十二条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第三十三条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第三十四条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 神奈川県横浜市旭区金が谷518番地1所在の木造瓦葺平家建野のゆり学舎養護所1棟 (313.83 m²)
- (2) 神奈川県横浜市泉区緑園4丁目6番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階附4階建のうち、ひかりの園訓練所
- 1階部分 (1032.50 m²)
 - 2階部分 (751.20 m²)
 - 地下1階部分 (478.77 m²)
- (3) 神奈川県横浜市泉区緑園4丁目6番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ひかりの園陶芸室 (32.40 m²)
- (4) 神奈川県横浜市旭区金が谷531番地他所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺3階建くるみ学園養護所
- 1階 (190.21 m²)
 - 2階 (189.40 m²)
 - 3階 (145.80 m²)
- 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建養護所 1
- 1階 (297.74 m²)
 - 2階 (297.74 m²)
- 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺3階建養護所 2
- 1階 (170.68 m²)
 - 2階 (297.54 m²)
 - 3階 (297.54 m²)
- (5) 神奈川県横浜市旭区金が谷550番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建ポート金が谷養護施設
- 1階 (249.87 m²)
 - 2階 (163.89 m²)
 - 3階 (- 29.34 m²)
- 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根3階建養護施設
- 1階 (268.13 m²)
 - 2階 (316.07 m²)
 - 3階 (316.07 m²)
- (6) 神奈川県横浜市旭区金が谷550番1他所在の敷地22筆 (13,084.39 m²)

- ①神奈川県横浜市旭区金が谷550番1
宅地 1724.65 m²
- ②神奈川県横浜市旭区金が谷550番2
宅地 1200.56 m²
- ③神奈川県横浜市旭区金が谷547番
宅地 448.28 m²
- ④神奈川県横浜市旭区金が谷548番1
山林 395 m²
- ⑤神奈川県横浜市旭区金が谷507番1
山林 1445 m²
- ⑥神奈川県横浜市旭区金が谷516番
山林 1300 m²
- ⑦神奈川県横浜市旭区金が谷518番1
宅地 1772.44 m²
- ⑧神奈川県横浜市旭区金が谷511番1
宅地 1137.85 m²
- ⑨神奈川県横浜市旭区金が谷512番1
宅地 326.20 m²
- ⑩神奈川県横浜市旭区金が谷531番1
350.51 m²
- ⑪神奈川県横浜市旭区金が谷532番1
宅地 444.66 m²
- ⑫神奈川県横浜市旭区金が谷531番4
宅地 107.31 m²
- ⑬神奈川県横浜市旭区金が谷531番5
宅地 3.50 m²
- ⑭神奈川県横浜市旭区金が谷515番
畑 1089 m²
- ⑮神奈川県横浜市旭区金が谷519番3
山林 313 m²
- ⑯神奈川県横浜市旭区金が谷513番3
畑 128 m²
- ⑰神奈川県横浜市旭区金が谷514番2
山林 270 m²

⑯神奈川県横浜市旭区金が谷 5 1 9 番 5

山林 288 m²

⑰神奈川県横浜市旭区金が谷 5 1 1 番 3

公衆用道路 41 m²

⑱神奈川県横浜市旭区金が谷 5 1 5 番 2

宅地 75.98 m²

⑲神奈川県横浜市旭区金が谷 5 1 5 番 3

宅地 14.52 m²

⑳神奈川県横浜市旭区金が谷 5 1 5 番 4

宅地 208.93 m²

(7) 神奈川県横浜市旭区金が谷 5 1 6 番地他所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼

板ぶき地下 1 階付 2 階建ホルツハウゼ養護所

地下 1 階部分 (115.36 m²)

1 階部分 (564.76 m²)

2 階部分 (564.65 m²)

(8) 横浜市栄区中野町字六反町 400 番地 2、横浜市栄区上郷町字六反町 9 2 番地 2

所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建 S E L P ・ 杜

① 家屋番号中野町 400 番 2 の 101

種類 店舗 1 階部分 58.64 m²

② 家屋番号中野町 400 番 2 の 201

種類 会議室・食堂 2 階部分 237.49 m²

③ 家屋番号中野町 400 番 2 の 203

種類 養護所 2 階部分 83.65 m²

(横浜市との共有部分、持分 8365 分の 4457)

④ 家屋番号中野町 400 番 2 の 301

種類 教習所 3 階部分 409.17 m²

(9) 横浜市栄区笠間三丁目 601 番地 5、601 番地 6、601 番地 8 所在の家屋番号 601

番 5 鉄骨造スレートぶき・陸屋根 2 階建 かさまの杜保育園

種類 保育所 1 階 458.33 m²

2 階 174.24 m²

符号 1

種類 保育所

構造 鉄骨造スレートぶき平家建 87.12 m²

(10) 横浜市泉区岡津町字領家谷 1343 番地 2、1344 番地 5、1344 番地 10、1346 番地 3

所在の家屋番号 1343 番 2 鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート・陸屋根 2 階建
杜の郷

種類 児童養護施設 1 階 222.40 m²
2 階 362.15 m²

符号 1

種類 児童養護施設

構造 鉄筋コンクリート造スレート・陸屋根 2 階建
1 階 181.66 m²
2 階 224.41 m²

符号 2

種類 児童養護施設

構造 鉄筋コンクリート造スレート・陸屋根 2 階建
1 階 181.66 m²
2 階 224.41 m²

符号 3

種類 児童養護施設

構造 鉄筋コンクリート造スレート・陸屋根 2 階建
1 階 174.38 m²
2 階 188.12 m²

(11) 横浜市栄区上郷町字六反町 134 番 2 宅地 993.93 m²

(12) 横浜市栄区上郷町字六反町 134 番地 2 所在の家屋番号 134 番 2 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建杜の茶屋

種類 作業所・店舗 1 階 235.20 m²
2 階 235.20 m²
3 階 235.20 m²

(13) 横浜市栄区笠間一丁目 1107 番地 7 所在の家屋番号 1107 番 7 鉄骨造陸屋根 3 階建杜ちやいるど園

種類 保育所 1 階 289.99 m²
2 階 247.32 m²
3 階 212.73 m²

(14) 横浜市栄区上郷町字六反町 134 番地 2 所在の家屋番号 134 番 2 の 2 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建杜の茶屋 2

種類 作業所・店舗 1 階 192.40 m²

2 階 192.40 m²

(15) 横浜市青葉区奈良町字西ノ谷 1757 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根アルミニューム板葺 2 階建青葉メゾン

養護所 1階 1528.05 m²
2階 900.16 m²

鉄筋コンクリート造陸屋根二階建

養護舎 1 1階 285.55 m²
2階 272.05 m²

鉄筋コンクリート造陸屋根二階建

養護舎 2 1階 276.80 m²
2階 263.98 m²

鉄筋コンクリート造陸屋根二階建

養護舎 3 1階 272.57 m²
2階 272.57 m²

鉄筋コンクリート造陸屋根二階建

養護舎 4 1階 315.64 m²
2階 297.70 m²

(16) 横浜市青葉区奈良町字杉山 1795 番地 12 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建青葉メゾン

作業所・店舗 1階 132.81 m²
2階 114.75 m²

(17) 横浜市緑区中山三丁目 1154 番地 1、1156 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造 3 階建あおぞら

養護所 1階 409.89 m²
2階 413.88 m²
地下 1階 197.79 m²

(18) 横浜市都筑区中川二丁目 8 番地 1 号所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 3 階建ワーク中川

作業所 一棟
1階 460.08 m²
2階 440.82 m²
3階 284.58 m²
地下 1階 547.13 m²

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

ゴミ置場 4.75 m²

- (19) 横浜市青葉区青葉台二丁目8番地22、8番地29所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建すてっぷ

養護所	1階	389.17 m ²
	2階	800.65 m ²
	3階	311.16 m ²

- (20) 横浜市泉区下飯田町字宮ノ前340番地、334番地1、336番地、336番地2、340番地2、340番地3、351番地1、351番地7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき平家建ぽらいと・えき

事務所 1,071.47 m²

鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

寄宿舎1	1階 782.54 m ²
	2階 755.64 m ²

鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

寄宿舎2	1階 380.81 m ²
	2階 368.80 m ²

- (21) 現金 5,000,000円

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第四十二条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三十五条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、横浜市長の承認を得なければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合には、横浜市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下、同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

- 第三十六条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第三十七条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第三十八条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十九条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもつて終まる。

(会計処理の基準)

第四十条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四十一条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種 別)

第四十二条 この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域生活支援事業
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 居宅介護従業者養成研修事業
- (4) 地域包括支援センター
- (5) 障害者への介護サービス提供従事者養成研修事業
- (6) 横浜市障害者施設地域活動支援事業
- (7) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業
- (8) ふれあいショップ事業
- (9) 障害者後見的支援事業
- (10) 障害者相談支援事業（基幹相談支援センターの運営）
- (11) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意を得なければならない。

（剩余金が出た場合の処分）

第四十三条 前条の規定によって行う事業から剩余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散及び合併

（解散）

第四十四条 この法人は、社会福祉法第四十六条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四十五条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第四十六条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

（合併）

第四十七条 合併しようとするときは、評議員会の承認を得たうえで、横浜市長の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

（定款の変更）

第四十八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、横浜市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を横浜市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十九条 この法人の公告は、社会福祉法人ル・プリの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第五十条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この定款は昭和41年10月 8日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 岡崎 豊吉

常務理事 栗原 節夫

理事 加賀美 文一

理事 野並 豊

理事 小林 正一

理事 鈴木 花三郎

監事 山本 栄蔵

監事 三上 和助

附 則

この定款は、昭和42年 3月 7日から施行する。

附 則

この定款は、昭和43年 5月 31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和46年 2月 18日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年 9月 25日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年11月 1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年 9月 1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年 9月 6日から施行する。

附 則

この定款は、昭和60年 3月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年 5月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年 8月 6日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年 8月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年 5月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年11月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年 3月 7日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年 3月 6日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年 6月 2日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年 5月 7日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年 6月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年 4月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年 12月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年10月 6日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年 9月 11日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年 4月 3日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年 4月 13日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年 3月 25日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年 1月 16日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年 4月 10日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 3月 26日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年 4月 17日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年10月 3日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年8月 4日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年7月 31日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年10月 12日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年1月 23日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2年 3月 2日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3年 2月 9日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 9 月 16 日から施行する。